

2016年10月17日

中央教育審議会初等中等教育分科会
教育課程部会教育課程企画特別部会御中

日本労働組合総連合会
総合政策局長 平川 則男

「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」に関する意見

I. 労働教育について

連合は、2014年10月に、若年労働者1,000人(18歳～25歳、正規雇用50.6%、非正規雇用48.9%、その他0.5%)に対して、「労働教育に関する調査」を行った。その結果、学校で「働くことや労働組合の意義について学んだことがある」のは70.9%、「働く上で必要な労働法などに関する知識を学んだことがある」のは55.3%であった。

一方で、「働いていて困った経験がある」のは約60%であり、そのうち3人に1人が「何もしなかった」と回答している。つまり、若年労働者の多くは、働いていて困ったときに、学校で身につけた働くことに関する知識を活用する方法がわからず、「ブラックバイト」や「ブラック企業」などで法令違反が横行しても、労働組合などに相談し労働条件を改善することができないでいる。

実際に、連合が行っている「何でも労働相談ダイヤル」に届く、20代からの相談内容としては、「賃金未払いや最低賃金等の賃金関係」が17.6%と最も多く、次に「セクハラ、パワハラなどの差別関係」が15.1%、「就業規則、契約内容等の労働契約関係」が13.4%となっている。

審議まとめの51pから52pにかけて、キャリア教育が「将来の夢を描くことばかりに力点が置かれ、『働くこと』の現実や必要な資質・能力の育成につなげていく指導が軽視されていたりする」と指摘があったとの記載がある。

連合はこれまで、勤労観や職業観を養い、教育の場から労働の場への円滑な接続を実現するため、労働教育を学習指導要領に位置づけることを求めてきた。具体的には、ワークルールや労働安全衛生、使用者の責任や雇用問題に関する知識を学び活用する力をつけることが重要である。

現行のキャリア教育に加えて、働くことの意義や労働法などを学ぶ労働教育を充実させることで、若者が安心と希望を持ちながら働き続けることができる社会を実現する必要がある。

Ⅱ. 教職員の長時間労働の是正について

2016年2月、連合総研は、小・中学校教員の1日の平均労働時間が約13時間との調査結果をまとめた。教育の質を確保するためには、長時間労働の是正が急務である。

次期学習指導要領においては、新たに小学校3年生から外国語活動、5年生および6年生では外国語が正式な教科とすることが打ち出されている。また、高等学校では「地理総合」「歴史総合」「公共」をはじめとして、56科目中28科目が新設されるという大規模な教科・科目の再編が行われることになる。

これらは、長時間労働を強いられている教員にとってさらなる負担となることは明らかである。一方で、学校で働く教職員は今後10年間で45,400人の自然減となる。文部科学省は、29,760人の定数改善を要求するとしているが、教職員の負担軽減につながる定数改善が確実に進むよう、国民的な合意形成を進めるべきである。

また、2016年8月、文部科学省から「学校現場における業務の適正化に向けて」で示されたように、業務の見直しなどを通じて長時間労働を是正することも合わせて行う必要がある。

Ⅲ. 学習指導要領の見直しに当たって

次期学習指導要領においては、全教科で子ども同士の対話などを通じて知識の理解を深める「アクティブ・ラーニング」の導入や、学習内容を削減せず授業時間を柔軟に組み立てる「カリキュラム・マネジメント」の推進など、学校現場に大きな変化をもたらされることになる。

また、「社会に開かれた教育課程」を編成することで、社会との関わりの中で学びを充実させていくこと、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創ることが想定されている。

こういった次期学習指導要領の見直しに当たっては、子どもの理解度や学校現場の実態に合わせた教職員配置、施設・設備などの教育条件整備を確実に行う必要がある。

以上